

令和4年度 第9回 谷浜・桑取区地域協議会

次 第

日時：令和5年2月27日（月）午後6時30分～

会場：谷浜・桑取地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

【報告事項】

・リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について

・地域独自の予算の事業一覧について

【協議事項】

・「地域活性化の方向性」について

4 その他

次回地域協議会 月 日（ ）午後6時30分から

5 閉 会

本資料は、令和5年2月10日（金）に市議会全員協議会に提出した資料と同様です。

1 リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について

(1) 不正受給の概要等

① 概要

助成金名と不正受給額	雇用調整助成金 32,835,083 円 緊急雇用安定助成金 6,323,426 円 計 39,158,509 円															
返還総額	<ul style="list-style-type: none"> 返還総額は概算で 49,096,826 円となる見込み 下表のうち延滞金 3%については、雇用調整助成金を令和5年3月31日に全額返還した場合の金額 (ii及びiiiは概算) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>雇用調整助成金</th> <th>緊急雇用安定助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i 不正受給返納金</td> <td>32,835,083 円</td> <td>6,323,426 円</td> </tr> <tr> <td>ii 延滞金 3%</td> <td>1,783,959 円</td> <td>322,674 円</td> </tr> <tr> <td>iii i の 2 割相当額</td> <td>6,567,006 円</td> <td>1,264,678 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41,186,048 円</td> <td>7,910,778 円</td> </tr> </tbody> </table>		雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金	i 不正受給返納金	32,835,083 円	6,323,426 円	ii 延滞金 3%	1,783,959 円	322,674 円	iii i の 2 割相当額	6,567,006 円	1,264,678 円	計	41,186,048 円	7,910,778 円
	雇用調整助成金	緊急雇用安定助成金														
i 不正受給返納金	32,835,083 円	6,323,426 円														
ii 延滞金 3%	1,783,959 円	322,674 円														
iii i の 2 割相当額	6,567,006 円	1,264,678 円														
計	41,186,048 円	7,910,778 円														
支給決定等取消年月日	令和4年12月5日															
内容	休業していない日であるにもかかわらず、休業したと虚偽の申請を行い、当該助成金を不正に受給したもの															

② 返還金の返還状況（雇用調整助成金の金額は概算）

	返還請求額	返還済額	返還日
雇用調整助成金（※1）	41,186,048 円	0 円	未定
緊急雇用安定助成金（※2）	7,910,778 円	7,910,778 円	令和5年1月31日

※1 雇用調整助成金は、2月中旬に納付計画を提出し、以後分割して返還予定

※2 緊急雇用安定助成金の返還については、同社が独自に資金を調達した。

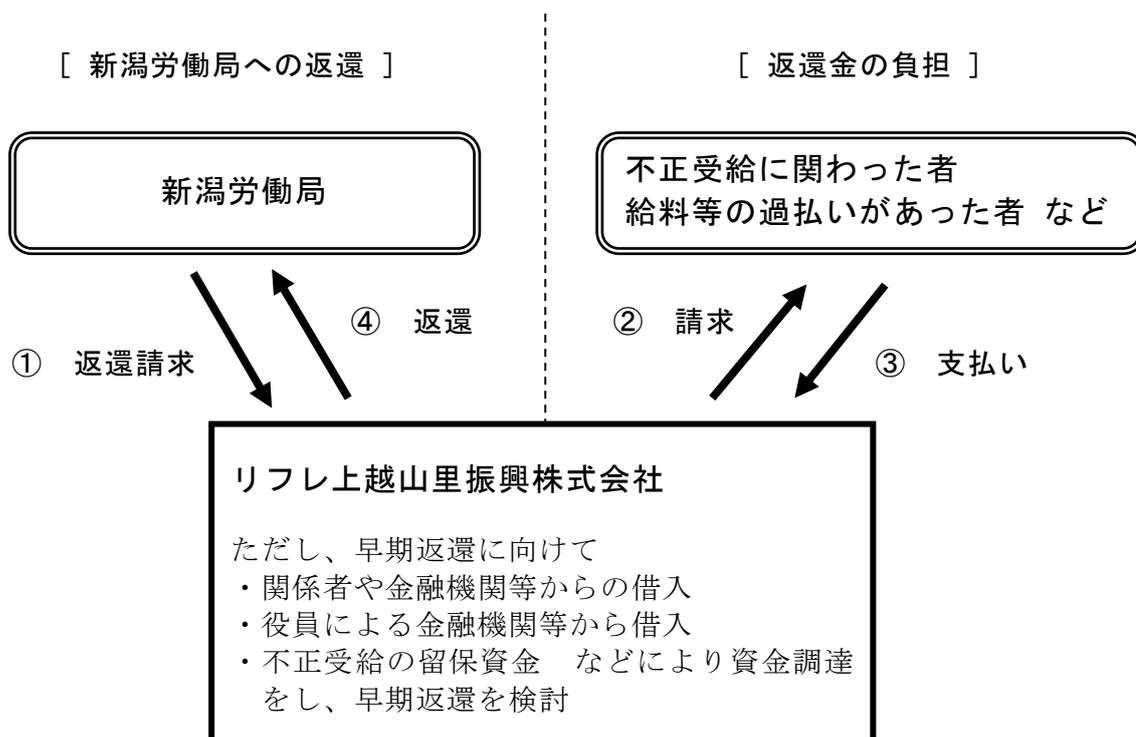
(2) 弁護士による調査結果（概要）

調査方法	期間 令和4年11月10日から令和5年2月2日まで 手法 関係書類の精査、事情聴取のほか申請に問題がある受給額を算出
不正受給の実態	弁護士による調査報告のとおり
不正受給の手法	弁護士による調査報告のとおり
不正受給の動機	従業員の雇用維持、その他は詳細不明
資金の流れ	<ul style="list-style-type: none"> 従業員への休業手当として支給（申請に問題がないもの） 時間給社員及び日給社員に、労働時間を超える給与を支給 不適正経理は確認できず、私的流用は考えにくい。 助成金は、決算報告書等を確認する限り、負債の返済や施設の運転資金に主に充てられたと推測
関与者数	2名
不正受給に関し責任がある者	不正受給に関与した2名（※ヨーデル金谷部門は該当者なし） 同社の役員
不正受給額割合	不正受給額は、申請に問題がない金額の2倍以上になると推測

2 リフレ上越山里振興株式会社による対応について

- ・ 調査結果に基づき、不正受給に関わった者のほか、給料等の過払いがあった者などから支払いを受け、新潟労働局へ返還
- ・ ただし、早期に返還原資の確保が困難な際は、独自に資金調達し返還することを検討
- ・ 不正受給に関与した者への対処
- ・ 会社の今後について、市や関係者との協議

【労働局への返還に係る概要図】



【参考】リフレ上越山里振興株式会社の令和4年12月末現在の経営状況

(単位：千円)

項目	金額	項目	金額
流動資産	18,742	流動負債	47,438
(うち現預金)	(3,664)	(うち短期借入金 ※)	(24,356)
固定資産	22,102	固定負債	15,362
(うち有形固定資産)	(7,901)	(うち長期借入金)	(15,362)
		純資産	▲ 21,956
計	40,844	計	40,844

※ 契約内容（当座貸越契約）

借入先：えちご上越農業協同組合

借入限度額：40,000千円及び利子

契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(毎年議会の議決を経て更新)

貸付利率：年1.50%（令和4年度）

3 上越市の対応について

【基本的な考え方】

- ・ 弁護士調査の結果により、組織的な不正行為でない。
- ・ 各施設について、民間事業者による参入や従業員から独立の提案があることから、関与がなかった従業員の雇用継続や施設の継続を図る。
- ・ 一方で、指定管理者として厳正な処分が必要であり、指定管理者を取消し、法人の整理を検討する。

(1) 株主としての対応

- ・ 新潟労働局への早期の返還を求める。
- ・ 不正受給の関与者への処分と負担を求める。
- ・ 同社の整理を検討する。なお、整理をする場合、市の損失補償の履行や固定資産の買取りが必要となる。

(2) 施設管理者としての対応

- ・ 令和5年1月5日から営業の一時停止を指示（くわどり湯ったり村、ヨードル金谷）
- ・ 指定管理者の取消しを検討
- ・ できるだけ早く令和5年度以降の新たな指定管理者の選定に着手

① くわどり湯ったり村

- ・ 従業員の確保に一定の時間を要することから、本年4月の再開を目指す。
- ・ 次期指定管理者について、公募による選定に着手
- ・ 昨年実施したサウンディング型市場調査において、将来的な施設の譲渡や貸付けを前提とした指定管理者への参加を提案した民間事業者あり

【参考】市が継続して所有した場合と民間事業者へ譲渡した場合の比較

期間：令和5年度から令和27年度までの23年間

	市が継続所有	民間譲渡
指定管理料（※1）	849,323千円	100,353千円
維持管理費（※2）	805,309千円	16,006千円
除却費用（現試算額）	164,166千円	82,083千円（※3）
民間事業者への運営補助	0千円	104,940千円（※4）
計	1,818,798千円	303,382千円

※1 市は耐用年数となる令和27年度まで、民間事業者は現協定の満了となる令和6年度まで、それぞれ指定管理した場合の比較

※2 市で所有する場合は、大規模改修費用として630,915千円を含む

※3 除却費用の半額を想定

※4 3か年分の指定管理料相当額の負担を想定（手法や期間は別途検討）

② ヨーデル金谷

- ・ 同施設の従業員に不正受給に関与した者がいなかったことから、今月 15 日（水）からの再開を目指す。
- ・ また、現従業員が新規法人を設立して独立する意向を示したことから、その法人を現指定管理の残期間の指定管理者として検討
- ・ 令和 7 年度以降の施設の方向性は、別途検討

③ ゆったりの家

- ・ くわどり湯ったり村の新たな運営者が決まるまでの間、指定管理を継続
- ・ その後、新たな指定管理者が一体的に管理

リフレ上越山里振興株式会社の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に
関する報告（記者会見用）

弁護士法人つばき

弁護士 井之上彩

1 調査の内容
別紙の通り

関係書類の精査、事情聴取、申請に問題がある受給額の算出を行った。

2 事情聴取や関係各証拠の検討をふまえた本件不正受給の実態

(1) 申請時に提出していた書類

シフト表（くわどり湯ったり村分+ヨーデル金谷分）、各従業員名の出勤簿（休業指示の日や休日等が記載されたもの）、申請書

(2) 申請時提出書類の作成経緯に関する主張

ア 関与者 A の主張

関与者 B が「休業とするがボランティアとして出してもらおう」と言っており、実際のシフト表の内容は申請時のものと同様だと思う。

1ヶ月分のシフト表を関与者 B から渡され、休業指示の日に丸がついていたので、それに基づいて出勤簿を作成し、従業員に判子を借りる等して押印した。

申請書は、関与者 A が鉛筆書きで記入例を記載し、関与者 B が入力していた。

イ 関与者 B の主張

関与者 B が実際のシフト表（くわどり湯ったり村の厨房、ヨーデル金谷を除く）を作成し、従業員に出勤してもらっていた。

締め日後、関与者 A から各従業員名の出勤簿一式を渡され、それに従ってシフト表を申請用に別途作成した。出勤簿に従業員に判子を借りる等して押印していた。

申請書は、関与者 A が鉛筆書きで記入例を記載し、関与者 B が入力していた。

ウ 調査結果

①実際のシフト表とは別途、申請用のシフト表が作成されている。

←実際のシフト表と申請用のシフト表に大きな齟齬があり、ボランティアの出勤日が休業指示と合致しない。

シフト表の Excel の元データに「実務用」と「申請用」が存在している。

②申請用の出勤簿が先に作成され、その後、申請用のシフト表が作成されている。

←申請用のシフト表が実際のシフト表と大きな齟齬があり、関与者 B はボランテ

ィアの日や希望休等実際のシフト表をふまえて申請用のシフト表を作成することもできたのにそれをしていない。

(3) 不正受給の手法

①くわどり湯ったり村は、厨房分は料理長が、それ以外は関与者 B が、数週間分ずつシフト表を作成し事務室内に掲示する。予約状況に応じてシフト表が日々変更される。

ヨーデル金谷は、マネージャーがホール分のシフト表を、前月末に翌月分を作成し、配布すると共にバックヤードに掲示する。厨房分のシフト表は存在しない。

②従業員が、くわどり湯ったり村は出勤簿あるいはタイムカードで、ヨーデル金谷は役付社員を除き、タイムカードで出勤状況を管理する。

③締め日後、くわどり湯ったり村では出勤簿及びタイムカードを提出し、関与者 B が出勤実績表を作成する。

ヨーデル金谷ではマネージャーがタイムカードに基づき、賃金管理表を作成し、日報やタイムカードと一緒にくわどり湯ったり村に提出する。

④関与者 A が助成金申請対象者全員分の出勤簿を作成し、休業指示の日と休みの日、一部従業員の勤務時間の記載を行う。

⑤関与者 A が④の出勤簿を関与者 B に渡し、関与者 B が、同出勤簿に基づき申請用のシフト表を作成する。助成金の申請書は、関与者 A が鉛筆書きで記入例を記載し、関与者 B が入力して申請書を作成する。

⑥関与者 B が④の出勤簿に基づいて出勤実績表を作成し、給与計算ソフトに入力し、賃金台帳を印刷して関与者 A に渡す。ヨーデル金谷の分は、関与者 B が賃金管理表に従って給与計算ソフトに入力する。関与者 A から訂正等の指示があれば、それを再入力する。

⑦給料日に、くわどり湯ったり村では一部従業員から印鑑を借りて④の出勤簿に押印する。一部従業員は、関与者 A が所有している印鑑を押印する。

ヨーデル金谷では、関与者 A が給与を持って行き、その際に出勤簿を渡し、押印を求める。各従業員が出勤簿の指示に従って押印し、後日、出勤簿を関与者 A に渡す。

⑧関与者 A が、申請書等一式を持ってハローワークへ行き、助成金の申請を行う。

(4) 動機

雇用を維持する目的である。その他は詳細不明。

3 労働局調査後の動き

- ①関与者 A 及び関与者 B がヨーデル金谷のマネージャーに対し、タイムカードを提出しないよう指示をする。
- ②くわどり湯ったり村の予約受付表等の一部を破棄している。
- ③関与者 A がヨーデル金谷のマネージャーに対し、賃金管理表の訂正を求め、関与者 B が訂正をする。
- ④ヨーデル金谷のマネージャーは、労働局調査後に不正受給を知り、関与者 A 及び B に正直に話をした方が良いと説得をしている。
- ⑤関与者 B がヨーデル金谷のマネージャーに対し、過去数年分の関与者 A の出勤簿に合わせたシフト表（ヨーデル金谷分）をヨーデル仕様に変更するよう依頼するも、取りやめている。
- ⑥関与者 B が、2 回目の調査の前にハローワークへ行き、情状酌量を求める。
- ⑦関与者 B が、弁護士調査開始後しばらくたって、タイムカードと各従業員が作成した出勤簿を弁護士に提出する。

4 不正受給したお金の流れ

- (1) 時間給社員及び日給社員について、実際に稼働した時間/日数を上回る給与を受領している。
- (2) その他従業員が不当に多く給与等を受領している事実は確認できない。
また、経理処理が不適正に行われている事実は、確認した資料や事実関係調査の限りでは確認できず、私的流用は考えにくい。
- (3) 不正受給したお金を他の金員と峻別することはできないため、明確にお金の流れを把握することは不可能である。決算報告書等を確認する限り、会社の負債の返済や施設の運営資金に主として充てられたと推測する。

5 各関係者の責任の有無

- ①関与者 A 及び B に責任があるのは明らかである。
- ②ヨーデルマネージャーは、不正受給に関する責任はないと考える。
- ③従業員は、不正受給に関する責任はないと考える。
- ④役員には責任があると考ええる。
- ⑤上越市には、指定管理に関する協定書上責任はないと考える。

6 不正受給額

申請に問題がない金額よりも不正受給額の方が2倍以上の金額になると推測される。

※正確な金額は、資料が不足しているため算出不能である。

調査にて算出した暫定値は、申請に問題がない金額が、約1200万円（うち雇用調整助成金が約1000万円、緊急雇用安定助成金が約200万円）、不正受給額が約2500万円（うち雇用調整助成金が約2200万円、緊急雇用安定助成金が約460万円）である。

以上

別紙

時期	調査内容	お預かり資料
R4.11.10	調査受任	
R4.11.11		助成金申請書、申請時のシフト表及び出勤簿、実際のシフト表(データ)の一部、賃金台帳、労働者名簿
R4.11.15		実際のシフト表の不足分
R4.12.2		就業規則、給与規定等
R4.12.14	関与者 B の事情聴取①	
R4.12.16	くわどりの事務室内の確認 事実関係を公表、記者会見	24 期及び 25 期の貸借対照表、決算書
R4.12.19	ヨーデルマネージャーの事情聴取	
R4.12.20		くわどりのタイムカード及び出勤簿、くわどりの実際の出勤実績表等
R4.12.21		ヨーデルのタイムカード、賃金管理表
R4.12.22		関与者 B とヨーデルマネージャーとの R4.8 以降のメールのやりとり等
R4.12.23	くわどり従業員の聞き取り調査	送迎担当従業員の帳面、令和 2 年 4 月～令和 4 年 3 月の日報等
R4.12.28	関与者 A の事情聴取①	
R4.12.29	ヨーデル従業員の聞き取り調査 ヨーデルにて、関与者 B とのメールのやりとり等確認	関与者 B とヨーデルマネージャーの助成金申請期間中のメール一覧等
R5.1.9	くわどりにて、関与者 B のメール等確認	令和 4 年 4 月～令和 4 年 7 月の日報等
R5.1.23		くわどりの実際のシフト表の一部(掲示されたシフト表を撮影したもの)
R5.1.25	関与者 B の事情聴取②	会社の組織図
R5.1.30	顧問税理士の電話聴取	
R5.1.31	関与者 A の事情聴取②	

「地域活性化の方向性」における地域団体との意見交換について（案）

1 目的

地域協議会で検討している「地域活性化の方向性」について情報を共有し、地域団体が日ごろ感じている地域の課題や、団体が考える谷浜・桑取区の魅力について把握する機会とする。また、「地域活性化の方向性」の実現に向け、地域協議会としてどう関わっていけるか検討する参考とする。

2 日時

令和5年 月 日（ ） 時 分～

3 会場

谷浜・桑取地区公民館 大会議室（予定）

4 対象団体

- ・
- ・

※参考

- ・ 過去3年間（令和2年度～令和4年度）地域活動支援事業提案団体
谷浜地域づくり協議会、谷浜・桑取青少年健全育成会、桑谷里神楽伝承会、西横山小正月行事保存会、谷浜農家組合協議会、谷浜地区南部協和会、上越市立潮陵中学校PTA、谷浜桑取グランドゴルフ会、谷浜・桑取地域振興協議会、谷浜小学校PTA、大淵町内会・東吉尾町内会、茶屋ヶ原町内会、たにはま公園管理組合
- ・ これまでの協議で意見交換の対象として話題に上がった団体
NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部

5 内容

- ・ 「地域活性化の方向性」の地域協議会での検討状況（これまでの経過など）
- ・ 「地域活性化の方向性」（キャッチフレーズ、構成要素等）についての情報共有及び意見交換